

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和4年度第4四半期：1月～3月)

1. 新型コロナウイルス関連情報

(1) インドネシア政府の主な入国規制 (4月12日現在)

ア ビザが必要 (VOAを含む)

※パスポート有効期限が6ヶ月以上あること。出発当日空港で航空会社に搭乗拒否される案件が散発しています。

イ 2回以上のワクチン接種証明が必要 (18歳以上 (18歳未満は同伴者に合わせる))

※健康上の理由でワクチン接種不適者や2回のワクチン接種が完了していない者は、公立病院医師による証明の提示が必要。また、出発前に陽性となった場合、出発国の国立病院又は保健省発行のコロナ快復証明書を提示すれば、入国時のワクチン接種証明書の提示は不要。(日本からの入国は公立以外の病院証明書で入国可能)

ウ アプリ Satusehat による検疫 (※紙媒体での入国も可能)

(2) 日本政府による主な入国規制 (2022年10月11日以降)

ア Visit Japan Web による入国手続きの簡素化 (※紙媒体での申請も可能)

※Visit Japan Web (<https://vjw-lp.digital.go.jp/ja/>)

イ ワクチン接種3回以上の者はPCR検査陰性証明免除

※インドネシア入国のみ気にかけて、2回以下の接種歴で渡航した者が、PCR検査陰性証明を所持していなかったため、空港で帰国便に搭乗拒否される案件が増加しています。

2. 犯罪情勢 (1月～3月)

(1) 一般犯罪 (窃盗・詐欺等)

窃盗被害 (置き引き等) 2件、詐欺被害及び被害未遂 (お金見せて詐欺、両替詐欺等) 3件を認知しています。観光客の往来が増加しつつあり、ひったくりやスリ、置き引き等の外国人被害情報の報道も増加しています。外出の際は所持品等の管理に注意ください。

(2) 凶悪犯 (強盗・殺人・強姦等)

当館管轄州において、日本人関連凶悪犯被害発生は認知していません。

(3) 薬物犯 (大麻・覚せい剤等)

当館管轄州において、日本人関連薬物事犯発生は認知していません。ただし、薬物犯罪の事件検挙報道が多くなっており、注意が必要です。

(4) その他の犯罪

当館管轄州において、日本人関連その他の犯罪被害発生は認知していません。

(5) 入国管理法・国外退去処分等

当館管轄州において、日本人関連入国管理法違反は認知していません。インドネシア入国管理局は外国人の資格外活動や不法残留等の取締りを強化しています。特にバリ州では、外国人の交通違反や風紀違反等が目立っており、違反外国人の情報提供ホットラインを開局した報道もあります。バリの文化・慣習及び入管規則を遵守した行動を心がけてください。

3. テロ・爆発物事件情勢 (1月～3月)

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありませんが、4月現在はムスリムのラマダン期間にあたり、例年テロへの脅威が増すとされています。

います。標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等自身の安全確保に努めてください。

4. デモ・抗議活動等（1月～3月）

バリ州では、小規模なデモ（パプア解放等）が散見されています。暴動等大きな事態にはなっていませんが、デモ遭遇時には現場には近寄らないように注意してください。

5. 交通事故等（1月～3月）

交通量の増加と共に、車やバイクによる無謀な運転による事故が発生しています。安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故を防げないため、危険予測と防御運転を心がけてください。

6. 自然災害（1月～3月）

当館管轄州近海では、比較的大きな規模の地震の発生が続いています。現在のところ、地震による日本人被害情報等は認知していませんが、万一に備えて避難道具を整える等の非常時準備をお勧めします。

7. その他の感染症情報（1月～3月）

（1）デング熱

当館管轄州において、日本人の感染情報は認知していません。

（2）狂犬病

日本人観光客が、傷口を狂犬病疑いの野良犬に舐められたという事案を1件認知して居ます。狂犬病は、暴露後の致死率がほぼ100%という非常に危険なウイルスであるため、疑いのある場合には医師の診断を受け、指示に従うようにしてください。

8. 対日感情（1月～3月）

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。ただし、バリ州では風紀違反をする外国人（特に欧米人）への風当たりが厳しくなりつつあり、注意が必要です。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題（1月～3月）

認知していません。

10. 援護事案・その他（1月～3月）

（1）パスポート紛失・盗難にご注意ください。特に空港到着時の紛失が多発しています。

（2）コロナ禍で一時帰国していた在留邦人に加え、観光客からの入国検疫やビザに関する各種照会が増加しています。必要情報は、当館及び在インドネシア日本国大使館ホームページ等で確認できますので、ご参照ください。また、確実な情報は、入国審査に関する回答権限を有する在京インドネシア共和国大使館や在大阪インドネシア共和国総領事館等で確認することをお勧めします。

（了）